# 【表紙】

 【提出書類】
 有価証券届出書

 【提出先】
 関東財務局長殿

【提出日】 2025年10月15日提出

【発行者名】 アセットマネジメントOne株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 杉原 規之

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

【事務連絡者氏名】積木 利浩【電話番号】03-6774-5100

【届出の対象とした募集(売

出)内国投資信託受益証券 インデックスオープン・世界株式

に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集(売

出)内国投資信託受益証券 10兆円を上限とします。

の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

# 第一部【証券情報】

# (1)【ファンドの名称】

インデックスオープン・世界株式

以下、「ファンド」または「当ファンド」という場合があります。

## (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託(契約型、委託者指図型)の受益権です。

当初の信託元本は、1口当たり1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下、「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下、「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社(以下、「委託会社」といいます。)は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

# (3)【発行(売出)価額の総額】

10兆円を上限とします。

#### (4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)をそのときの受益権総口数で除した金額で、当ファンドにおいては、1万口当たりの価額で表示します。基準価額は日々変動します。基準価額は、販売会社もしくは下記「照会先」にお問い合わせください。また、計算日翌日付の日本経済新聞にも掲載されます。

当ファンドの販売会社、基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先

アセットマネジメントOne株式会社 コールセンター: Tel 0120-104-694

<受付時間>営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ [ https://www.am-one.co.jp/ ]

#### (5)【申込手数料】

ありません。

# (6)【申込単位】

申込単位は、販売会社が定める単位とします。申込単位については、販売会社にお問い合わせください。販売会社については、上記「(4)発行(売出)価格」に記載の照会先にお問い合わせください。

ただし、税引き後の収益分配金を再投資する場合は、1口以上1口単位となります。

#### (7)【申込期間】

2025年10月16日から2026年4月15日までとします。

申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

## (8)【申込取扱場所】

当ファンドの受益権の申込取扱場所(販売会社)は、上記「(4)発行(売出)価格」に記載の 照会先にお問い合わせください。

#### (9)【払込期日】

取得申込代金のお支払期日については、販売会社にお問い合わせください。なお、各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を 経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

#### (10)【払込取扱場所】

払込取扱場所は、販売会社とします。販売会社については、上記「(4)発行(売出)価格」に 記載の照会先にお問い合わせください。

# (11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

# (12)【その他】

申込み証拠金

該当事項はありません。

本邦以外の地域における発行

該当事項はありません。

#### 振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」 に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われます。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

# 第二部【ファンド情報】

# 第1【ファンドの状況】

- 1【ファンドの性格】
- (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス(円換算ベース、配当 込み、為替ヘッジなし)に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

#### 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとします。また、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

#### ファンドの基本的性格

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類・ 属性区分は以下の通りです。

	単位型投信・追加型投信	追加型投信		
   商品分類	投資対象地域	内外		
的四刀殺	投資対象資産(収益の源泉)	株式		
	補足分類	インデックス型		
	投資対象資産	その他資産(投資信託証券(株式		
		一般))		
	決算頻度	年1回		
属性区分	投資対象地域	グローバル(日本を含む)		
	投資形態	ファミリーファンド		
商江区刀 	為替ヘッジ	為替ヘッジなし		
	対象インデックス	その他(MSCIオール・カント		
		リー・ワールド・インデックス(円		
		換算ベース、配当込み、為替ヘッジ		
		なし))		

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

#### 商品分類表の各項目の定義について

- ・「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信 託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- ・「内外」とは、目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実 質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・「株式」とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的 に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・「インデックス型」とは、目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果 を目指す旨の記載があるものをいいます。

#### 属性区分表の各項目の定義について

- ・「その他資産(投資信託証券(株式 一般))」とは、目論見書又は投資信託約款において、 投資信託証券(親投資信託)を通じて実質的に株式(大型株および中小型株属性にあてはまら ない全てのものをいいます。)に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
- ・「年1回」とは、目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものを いいます。
- ・「グローバル(日本を含む)」とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投 資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・「ファミリーファンド」とは、目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・ オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。
- ・「為替ヘッジなし」とは、目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨 の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。
- ・「その他(MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし))」とは、日経225、TOPIXにあてはまらない全てのものをいいます (対象インデックスはMSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)となります。)。

当ファンドの商品分類及び属性区分に該当しない定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (https://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。ファンドの特色

- 国内外の株式を主要投資対象とし、MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス (円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし) に連動する投資成果をめざして運用を行います。
  - ●外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド、エマージング株式パッシブ・マザーファンド、M SCIジャパン・インデックス・マザーファンド(以下、総称して「マザーファンド」ということがあります。)への投資を通じて、主として国内外の金融商品取引所に上場している株式(\*)に実質的に投資します。
    - (\*) DR(預託証券) もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。
    - ※MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の先進国・新興国の株式で構成されています。
  - ●MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)への連動性を高めるため、有価証券先物取引等を活用する場合があります。
  - ●マザーファンドの組入比率は、原則として高位を維持します。
    - ※株式、上場投資信託証券等に直接投資を行う場合があります。

# 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

※大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。

# ■分配方針

- ①毎決算期に収益の分配を行う方針です。ただし、基準価額の水準や市場動向等を勘案して収益の分配を行わ ない場合もあります。
- ②分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ③信託財産に留保した収益の運用については、特に制限を設けず、「基本方針」および「運用方法」に基づき元本と同一の運用を行います。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

#### 指数の著作権等

本ファンドは、MSCI Inc.(以下、「MSCI」といいます。)、MSCIの関連会社、情報提供 者その他MSCI指数の編集、計算または作成に関与または関係した第三者(以下、総称して 「MSCI関係者」といいます。)によって保証、推奨、販売、または宣伝されるものではあ りません。MSCI指数は、MSCIの独占的財産です。MSCIおよびMSCI指数の名称は、MSCIまた はその関連会社のサービスマークであり、委託会社による特定の目的のために使用が許諾 されています。MSCI関係者は、本ファンドの発行者もしくは所有者、またはその他の者も しくは団体に対して、ファンド全般もしくは本ファンド自体への投資に関する適否あるい は一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックするMSCI指数の能力に関して、明示的 であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCIまたはその 関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマークおよびトレードネーム、ならびに、 本ファンドまたは本ファンドの発行会社、所有者、その他の者もしくは団体に関りなく MSCIが決定、編集、計算するMSCI指数のライセンス所有者です。いかなるMSCI関係者も、 MSCI指数の決定、編集または計算にあたり、本ファンドの発行会社もしくは所有者、また はその他の者もしくは団体の要望を考慮する義務を負いません。いかなるMSCI関係者も、 本ファンドの発行時期、発行価格もしくは発行数量の決定、または、本ファンドを換金す る方程式もしくは本ファンドの換算対価の決定もしくは計算について責任を負うものでは なく、また、関与もしていません。また、MSCI関係者は、本ファンドの発行会社もしくは 所有者、またはその他の者もしくは団体に対して、本ファンドの管理、マーケティングま たは募集に関するいかなる義務または責任も負いません。

MSCIは、自らが信頼できると考える情報源からMSCI指数の計算に算入または使用するための情報を入手しますが、いかなるMSCI関係者も、MSCI指数またはそれに含まれるデータの独創性、正確性および/または完全性について保証するものではありません。いかなるMSCI関係者も、明示的か黙示的かを問わず、本ファンドの発行会社もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体が、MSCI指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証を行いません。いかなるMSCI関係者も、MSCI指数またはそれに含まれるデータの、またはそれらに関連する過誤、脱漏または中断について責任を負いません。また、MSCI指数およびそれに含まれるデータの各々に関し、いかなるMSCI関係者も明示的または黙示的な保証を行うものではなく、かつMSCI関係者は、それらに関する特定目的に対する市場性および適合性に係る一切の保証を明示的に否認します。前記事項を制限することなく、直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、結果的損害その他あらゆる損害(逸失利益を含む。)については、その可能性について告知されていたとしても、MSCI関係者は、かかる損害について責任を負いません。

本証券、本商品もしくは本ファンドの購入者、販売者もしくは所有者、またはその他いかなる者もしくは団体も、MSCIの承認が必要か否かの確認を事前にMSCIに求めることなく、本証券を保証、推奨、販売、または宣伝するためにMSCIのトレードネーム、トレードマークまたはサービスマークを使用したり、それらに言及することはできません。いかなる状況においても、いかなる者または団体も、事前にMSCIの書面による承認を得ることなくMSCIとの関係を主張することはできません。

#### (2)【ファンドの沿革】

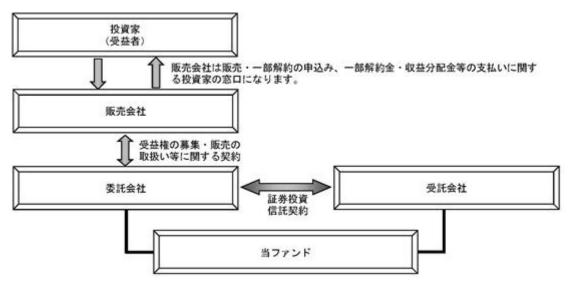
2023年 6 月28日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

2025年8月12日

ファンドの委託会社を「PayPayアセットマネジメント株式会社」から「アセットマネジメントOne株式会社」に変更ファンドの名称を「PayPay投資信託インデックス 世界株式」から「インデックスオープン・世界株式」に変更その他、ファンドの主要投資対象、信託報酬、ベンチマーク、取得申込・一部解約の実行の請求受付不可日等の変更

# (3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



委託会社:アセットマネジメントOne株式会社

信託財産の運用指図等を行ないます。

受託会社:みずほ信託銀行株式会社

(再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行)

信託財産の管理業務等を行ないます。

# 販売会社

当ファンドの募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受付ならびに収益分配金・償還金・一部解約金の支払いの取扱い等を行ないます。

#### 関係法人との契約等の概要

#### a . 証券投資信託契約

委託会社と受託会社との間において締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の 権利、信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

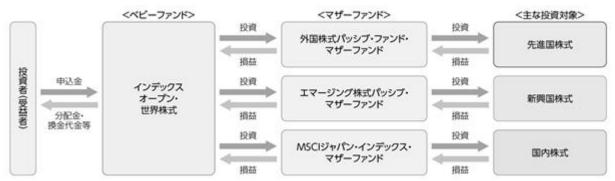
#### b. 受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間において締結しており、販売会社が行なう受益権の募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、一部解約の取扱い等を規定しています。

## ファミリーファンド方式について

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金の全部または一部をマザーファンド受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



株式、上場投資信託証券等に直接投資を行う場合があります。

# 委託会社の概況

名称:アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所:東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

#### 資本金の額

20億円(2025年7月31日現在)

#### 委託会社の沿革

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブ
	リュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社
	と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社
	とする。
2009年1日1日	「闘母第一ライフ・アセットフラジメント姓式令社、から「DTA

2008年1月1日 「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「DIA

Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更

2016年10月1日

DIAMアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社(資産運用部門)が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

#### 大株主の状況

(2025年7月31日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率	
株式会社みずほフィナンシャルグ ループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株 <sup>1</sup>	70.0% 2	
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13 番1号	12,000株	30.0% 2	

- 1: A 種種類株式(15,510株)を含みます。
- 2:普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

## 2【投資方針】

# (1)【投資方針】

#### 基本方針

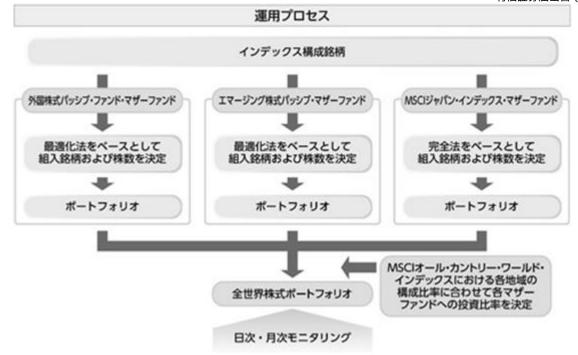
この投資信託は、MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス(円換算ベース、配当 込み、為替ヘッジなし)(以下「ベンチマーク」といいます。)に連動する投資成果を目指して 運用を行ないます。

## 投資対象

「外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券、「エマージング株式パッシブ・マザーファンド」受益証券、「MSCIジャパン・インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。なお、株式、上場投資信託証券等に直接投資する場合があります。

#### 投資態度

- 1.主として、「外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券、「エマージング株式パッシブ・マザーファンド」受益証券、「MSCIジャパン・インデックス・マザーファンド」受益証券(以下、総称して「マザーファンド受益証券」ということがあります。)への投資を通じて、実質的に国内外の株式に投資を行ない、ベンチマークに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。なお、株価指数先物取引を利用する場合があります。
- 2.マザーファンド受益証券の投資割合は、原則として高位を保ちます。
- 3.実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- 4.市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



#### (2)【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に掲げるものをいい ます。以下、同じ。)
  - イ.有価証券
  - 口.デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託 約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限ります。)
  - ハ.約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。以下、同じ。) 二.金銭債権
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産

#### イ.為替手形

委託会社は、信託金を、主として、アセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド、エマージング株式パッシブ・マザーファンド、MSCIジャパン・インデックス・マザーファンドの各受益証券を含む次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2.国債証券
- 3.地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下、「分離型新 株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6.特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8.協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものを いいます。)
- 9.特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法 第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下、同じ。) および新株予約権証券
- 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14.投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定める ものをいいます。)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16. 預託証書 (金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 18.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 19. 抵当証券 (金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 20.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託 の受益証券に表示されるべきもの
- 21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下、「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下、「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券(投資法人債券を除きます。)を以下、「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により 運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6.外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(参考) 当ファンドが投資対象とするマザーファンドの概要

	有価証券届出書(内国投資信
ファンド名	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
   主な投資対象	海外の株式を主要投資対象とします。
   投資態度	│ │1.主に海外の株式に投資を行い、MSCIコクサイ・インデックス(円換算ベー)
	ス、配当込み、為替ヘッジなし)に連動する投資成果をめざして運用を行いま
	<b>す</b> 。
	│ │2.株式への投資は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力 │
	ー ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	│ │3.組入外貨建資産については原則為替ヘッジは行いませんが、金利・為替状況に│
	よってはヘッジを実施する可能性があります。
運用プロセス	1.流動性基準による対象銘柄群設定
	取引コスト、マーケットインパクトの低減を図る為、MSCIコクサイ・イン
	デックス構成銘柄のうち、流動性が著しく低くかつ時価総額比率が小さい銘柄
	を除外して投資銘柄群を設定します。
	2.最適化法によるポートフォリオの構築
	インデックスとポートフォリオにおける個別銘柄の構成比率との差(アクティ
	ブウェイト)を一定以内に抑えた上で、計量モデルを用い、インデックスとの
	乖離を抑えます。
	3.インデックスとの乖離を管理
	│ 日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理して、必要な場合は速やかに │ │
	銘柄入替や組入比率の調整を行います。 
	インデックスとの乖離要因には以下のものがあります。 
	・市場変動に伴うもの:推定トラッキングエラーの増加に伴い実施
	・ベンチマーク構成銘柄の変更に伴うもの:四半期に一度の銘柄入替、コーポー
	レートアクションおよび指数構築手法の変更に伴い実施
	・配当金再投資に伴うもの:キャッシュ比率の上昇に伴い実施 
	MSCI構成銘柄
	流動性基準による 対象銘柄群設定
	対象銘柄群 アクティブウェイト
	コントロール
	計量モデル
	インデックスとの乖離
	最適化ポートフォリオ C を管理・調整
	1.市場変動要因 2.指数構成銘柄変更
	3.配当金再投資
	日次・月次モニタリング

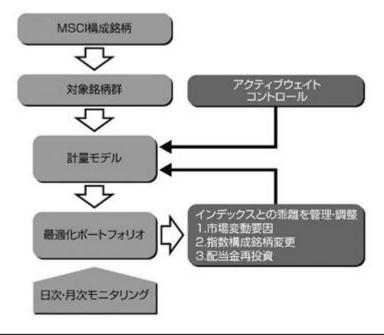
	有侧征分庙山音(丹国汉其)
主な投資制限	1.株式への投資割合には、制限を設けません。
	2.新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において、原則とし
	て信託財産の純資産総額の20%以下とします。
	3.同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、原則
	として信託財産の純資産総額の10%以下とします。
	4.外貨建資産への投資には、制限を設けません。
	5.デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変
	動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の
	対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しま
	せん。
	│ 6.外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外に
	は利用しません。
	7.一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー
	ジャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信
	託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以
	内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一
	般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこ
	ととします。

ファンド名	エマージング株式パッシブ・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、主として海外の証券取引所に上場している株式 <sup>(*)</sup> に投資し、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース、配当込み、 為替ヘッジなし)の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。
	(*) DR(預託証券)もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。
主な投資対象	海外の証券取引所に上場している株式を主要投資対象とします。
投資態度	1.主として海外の証券取引所に上場している株式に投資し、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。 2.原則として、株式の組入比率は高位を維持します。 3.外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

#### 運用プロセス

現地口座の開設可否、預託証券の利用可否を基準に投資対象銘柄群を設定し、インデックスとポートフォリオにおける個別銘柄の構成比率との差(アクティブウェイト)を一定以内に抑えた上で、計量モデルを用いて、インデックスとの乖離を抑えます。

日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理して、必要な場合には速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。



## 主な投資制限

- 1.株式への投資割合には、制限を設けません。
- 2.外貨建資産への投資には、制限を設けません。
- 3.投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 4.デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 5.外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- 6. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

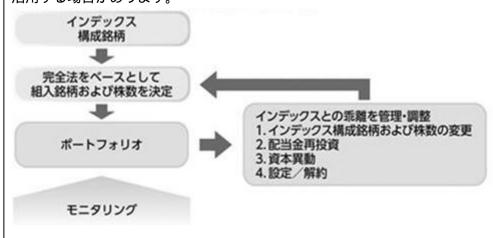
ファンド名	MSCIジャパン・インデックス・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、MSCIジャパン・インデックス(配当込み)に連動する投資
	成果を図ることを目的として、運用を行います。
主な投資対象	わが国の金融商品取引所に上場する株式(上場予定を含みます。)を主要投資対
	象とします。

#### 投資態度

- 1.主として、わが国の株式に投資し、MSCIジャパン・インデックス(配当込み)に連動する投資成果をめざします。
- 2.株式の組入比率は、原則として高位を維持します。
- 3. M S C I ジャパン・インデックス(配当込み)への連動性を高めるため、有価証券先物取引等を活用する場合があります。
- 4.非株式(株式以外の資産)への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

# 運用プロセス

ポートフォリオの構築にあたっては、原則としてインデックスを構成する全ての 銘柄を、その時価構成比で組み入れること(完全法)をめざします。インデック スに対する連動性を随時確認し、必要に応じてポートフォリオのリバランスを実 施します。また、インデックスへの連動性を高めるため、有価証券先物取引等を 活用する場合があります。



#### 主な投資制限

- 1.株式への投資割合には、制限を設けません。
- 2.外貨建資産への投資は行いません。
- 3.投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の 純資産総額の5%以下とします。
- 4.デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする 資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 5. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### 指数の著作権等

各マザーファンドは、MSCI Inc.(以下、「MSCI」といいます。)、MSCIの関連会社、情報提供 者その他MSCI指数の編集、計算または作成に関与または関係した第三者(以下、総称して「MSCI 関係者」といいます。)によって保証、推奨、販売、または宣伝されるものではありません。 MSCI指数は、MSCIの独占的財産です。MSCIおよびMSCI指数の名称は、MSCIまたはその関連会社の サービスマークであり、委託会社による特定の目的のために使用が許諾されています。MSCI関係 者は、各マザーファンドの発行者もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体に対して、 ファンド全般もしくは各マザーファンド自体への投資に関する適否あるいは一般的な株式市場の パフォーマンスをトラックするMSCI 指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問 わず、一切の表明または保証を行いません。MSCIまたはその関連会社は、特定のトレードマー ク、サービスマークおよびトレードネーム、ならびに、各マザーファンドまたは各マザーファン ドの発行会社、所有者、その他の者もしくは団体に関りなくMSCIが決定、編集、計算するMSCI指 数のライセンス所有者です。いかなるMSCI関係者も、MSCI指数の決定、編集または計算にあた り、各マザーファンドの発行会社もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体の要望を考慮 する義務を負いません。いかなるMSCI関係者も、各マザーファンドの発行時期、発行価格もしく は発行数量の決定、または、各マザーファンドを換金する方程式もしくは各マザーファンドの換 算対価の決定もしくは計算について責任を負うものではなく、また、関与もしていません。ま た、MSCI関係者は、各マザーファンドの発行会社もしくは所有者、またはその他の者もしくは団 体に対して、各マザーファンドの管理、マーケティングまたは募集に関するいかなる義務または 責任も負いません。

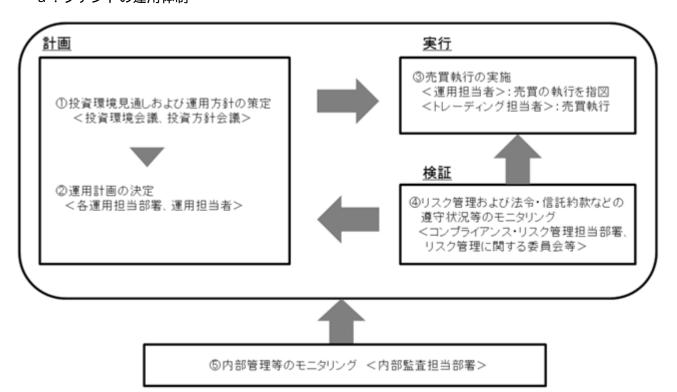
MSCIは、自らが信頼できると考える情報源からMSCI指数の計算に算入または使用するための情報を入手しますが、いかなるMSCI関係者も、MSCI指数またはそれに含まれるデータの独創性、正確性および/または完全性について保証するものではありません。いかなるMSCI関係者も、明示的か黙示的かを問わず、各マザーファンドの発行会社もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体が、MSCI指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証を行いません。いかなるMSCI関係者も、MSCI指数またはそれに含まれるデータの、またはそれらに関連する過誤、脱漏または中断について責任を負いません。また、MSCI指数およびそれに含まれるデータの各々に関し、いかなるMSCI関係者も明示的または黙示的な保証を行うものではなく、かつMSCI関係者は、それらに関する特定目的に対する市場性および適合性に係る一切の保証を明示的に否認します。前記事項を制限することなく、直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、結果的損害その他あらゆる損害(逸失利益を含む。)については、その可能性について告知されていたとしても、MSCI関係者は、かかる損害について責任を負いません。

本証券、本商品もしくは各マザーファンドの購入者、販売者もしくは所有者、またはその他いかなる者もしくは団体も、MSCIの承認が必要か否かの確認を事前にMSCIに求めることなく、本証券を保証、推奨、販売、または宣伝するためにMSCIのトレードネーム、トレードマークまたはサービスマークを使用したり、それらに言及することはできません。いかなる状況においても、いかなる者または団体も、事前にMSCIの書面による承認を得ることなくMSCIとの関係を主張することはできません。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

#### (3)【運用体制】

a . ファンドの運用体制



#### 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は原則として月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用担当部署の部長等で構成されます。

#### 運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

#### 売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最 良執行をめざして売買の執行を行います。

## モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署(人数60~80人程度) は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等 のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、 法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

#### 内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署(人数5~15人程度)が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・ 効率性等の観点からモニタリングを実施します。

#### b.ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

## c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用 担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファ ンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

運用体制は2025年7月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。 上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

## (4)【分配方針】

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

毎決算期に収益の分配を行なう方針です。ただし、基準価額の水準や市場動向等を勘案して収益 の分配を行なわない場合もあります。

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。

信託財産に留保した収益の運用については、特に制限を設けず、「基本方針」および「運用方法」に基づき元本と同一の運用を行ないます。

配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額 (「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相 当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配 金にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下、「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

#### ファンドの決算日

原則として毎年7月15日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

#### 収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者 (当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。) に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### (5)【投資制限】

マザーファンド受益証券への投資割合(信託約款)

マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。

株式への投資割合(信託約款)

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

投資信託証券への投資割合(信託約款)

投資信託証券(マザーファンド受益証券及び上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資割合(信託約款)

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

投資する株式等の範囲(信託約款)

- 1.委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商 品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場にお いて取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権 者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りでは ありません。
- 2.上記1.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株 予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委 託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲(信託約款)

- 1.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの 指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻し により行なうことの指図をすることができるものとします。
- 2.上記1.の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の 範囲内とします。
- 3.信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の 純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売 付けの一部を決済するための指図をするものとします。

信用リスク集中回避のための投資制限(信託約款)

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった

場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

先物取引等の運用指図・目的・範囲(信託約款)

- 1.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下、同じ。)。
- 2.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- 3.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利に係るこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲(信託約款)

- 1.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった 受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下、「ス ワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- 2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- 4. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲(信託約款)

- 1.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- 2. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済 日が、原則として、ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信 託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 4. 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の 提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものと します。

デリバティブ取引等に係る投資制限(信託約款)

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

有価証券の貸付けの指図および範囲(信託約款)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- 1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を 次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
  - ・株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の 時価合計額の50%を超えないものとします。
  - ・公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有 する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2.上記1.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図(信託約款)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替へッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

資金の借入れ(信託約款)

- 1.委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- 2. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 3. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌 営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

同一法人の発行する株式の取得制限(投資信託及び投資法人に関する法律)

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託の投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

投資信託財産の運用として行なうデリバティブ取引の制限(金融商品取引業等に関する内閣府令)

投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動 その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方 法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバ ティブ取引(本 においてデリバティブ取引とは金融商品取引法第2条第20項に規定するものを いい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引、選択権付債券売買及び商品投資等取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいいます。)を含みます。)を行ない、または継続することを内容とした運用を行なうことはできません。

信用リスク集中回避のための投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令)

投資信託財産に関し、信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。)を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを内容とした運用を行なうことはできません。

流動性リスク管理態勢の整備(金融商品取引業等に関する内閣府令)

投資信託財産の運用に関し、保有する有価証券その他の資産の流動性に係る管理について受益者の解約の申入れに応ずることができなくなることを防止するための合理的な措置を講ずることなく、当該運用を行なうことはできません。

デリバティブ取引の利用目的(信託約款)

デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

#### 3【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

# 株価変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

一般に、株式の価格は経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、当 ファンドが実質的に組入れている株式の価格が変動し、損失を被るリスクがあります。

#### 為替リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

実質外貨建資産に対し原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動により当ファンドの基準価額が影響を受けます。

カントリー・リスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

発行国の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。また、法制度や決済制度、政府規制、税制、送金規制等の変化により、運用の基本方針に沿った運用を行うことが困難になる可能性があります。

一部解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク

受益者によるファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合、解約資金を手当てするために保有する有価証券等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。その結果、当ファンドの基準価額が下落することが考えられます。

ファミリーファンド方式での運用におけるリスク

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

基準価額の動きの留意事項について

当ファンドは、各マザーファンドへの投資を通じてMSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)に連動する投資成果をめざして運用を行いますが、当該インデックス採用全銘柄を組入れない場合があること、資金流出入から組入銘柄の売買執行までのタイミングにずれが生じること、売買時のコストや信託報酬等の費用を負担すること等により、基準価額と当該インデックスが乖離する場合があります。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

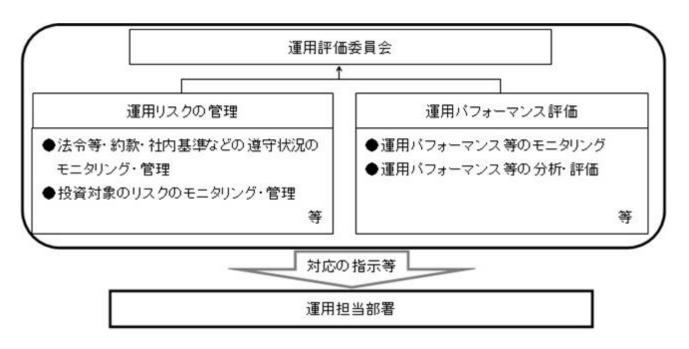
有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。 収益分配金に関する留意点

- ・収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払 戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得 元本のことで、受益者毎に異なります。
- ・分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

#### (2) 投資リスクの管理体制

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理:運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価:運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パ フォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・運用評価委員会:上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、 運用評価委員会は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



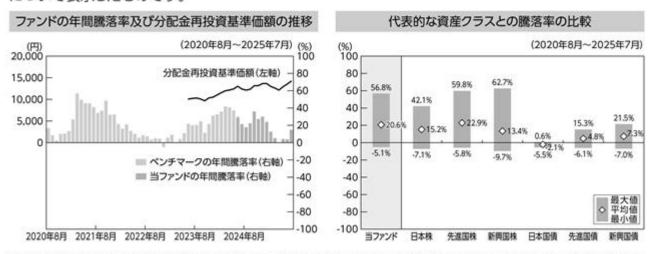
・流動性リスク管理:委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

リスク管理体制は2025年7月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

# <参考情報>

下記のグラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。 左のグラフは、過去5年間の当ファンドの年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)と分配金再 投資基準価額の推移を表示したものです。

右のグラフは、過去5年間の年間騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラス について表示したものです。



- \*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算したものであり、実際の基準価額と異なる場合があります。分配金再投資基準価額は 設定日の属する月の月末より表示しています。
- \*当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づき計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。当ファンドの年間騰落率は、過去5年間分のデータがないため、算出可能な期間についてのみ表示しています。ファンドの年間騰落率がない期間については、ベンチマークの年間騰落率で代替して表示しています。
- \*各資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

上記の当ファンドに関する情報は、PayPayアセットマネジメント株式会社から提供された情報をもとに委託会社が作成しています。

#### 各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ペンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先 進 国 株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ペース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の 株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権そ の他一切の権利はMSCI Inc.iに帰属します。また、MSCI Inc.iは同指数の内容を変更する権利および公 表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・ インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他し切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先 進 国 債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ペース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ ディバーシファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー が公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に 関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属 します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

- 4【手数料等及び税金】
- (1)【申込手数料】ありません。
- (2)【換金(解約)手数料】 ありません。

#### (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.10989% (税抜年0.0999%)の率を乗じて得た額です。

委託会社、受託会社、販売会社間の配分については次のとおりです。

信託報酬の配分 (税抜)	委託会社	年0.0319%
	受託会社	年0.0180%
	販売会社	年0.0500%

信託報酬は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日 (6ヶ月終了日が休業日の場合は、翌営業日とします。)、毎計算期末または信託終了のときに、 信託財産中から支払われます。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額×信託報酬率

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社:信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価

受託会社:運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

販売会社:購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等

の対価

#### (4)【その他の手数料等】

・信託財産留保額ありません。

#### ・その他の費用

- (イ)ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に対す る消費税等相当額、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中から支払われます。
- (ロ)信託財産において一部解約金の支払資金等に不足額が生じるときに資金借入れを行なった場合、その借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。
- (八)信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用(消費税等相当額を含みます。)および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。
- (二)監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用は、受益者の負担とし、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日(6ヶ月終了日が休業日の場合は、翌営業日とします。)、毎計算期末または信託終了のときに、当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支払われます。

(ホ)マザーファンドで負担する有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および 外貨建資産の保管等に要する費用は、間接的に当ファンドで負担することになります。

上記の「その他の費用」については、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

上場投資信託(ETF)は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託(ETF)の費用は表示しておりません。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

#### (5)【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

#### 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%(所得税 15.315%(復興特別所得税を含みます。)および地方税5%)の税率で源泉徴収による申告不要 制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用 なし)のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 解約時および償還時

解約時および償還時の差益(譲渡益) については、譲渡所得として、20.315%(所得税 15.315%(復興特別所得税を含みます。)および地方税5%)の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座(源泉徴収口座)を利用する場合、20.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。)および地方税5%)の税率による源泉徴収が行われます。

解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。)を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

#### 損益通算について

解約(換金)時および償還時の差損(譲渡損)については、確定申告を行うことにより上場株式等(上場株式、上場投資信託(ETF)、上場不動産投資信託(REIT)、公募株式投資信託および特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)など。以下同じ。)の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額(配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。)との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座(源泉徴収口座)をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います(確定申告不要)。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象とな

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

ります。なお、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通 算を行うことはできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」および「つみたて投資枠(特定累積投資勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

# 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。))の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は、2025年7月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

#### 個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

## < 個別元本について >

受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を 行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金に元本払戻金(特別分配金)が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の<収益分配金の課税について>を参照。)

# < 収益分配金の課税について >

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

収益分配の際、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または 当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る

アセットマネジメントOne株式会社(E10677) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配 金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金(特別分配金)が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元 本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となりま す。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

#### (参考情報)ファンドの総経費率 ·····

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率 ①	その他費用の比率 ②
0.14%	0.06%	0.08%

<sup>※</sup>対象期間は2024年7月17日~2025年7月15日です。

- ※「ファンドの総経費率」には、ファンドが組み入れている投資信託証券の運用管理費用(約0.0339%)は含まれておりません。
- ※詳細につきましては、対象期間の「PayPay投資信託インデックス 世界株式」の運用報告書(全体版)をご覧ください。

上記の「(参考情報)ファンドの総経費率」は、PayPayアセットマネジメント株式会社から提供されたデータです。 なお、2025年8月12日に以下の約款変更を実施しており、上記の当ファンドの総経費率は約款変更前の総経費率です。

- ・主要投資対象:「上場投資信託証券」から「マザーファンド受益証券」に変更
- ・信託報酬率(税込):「年率0.0572%」から「年率0.10989%」に変更
- ・「その他費用の比率」」に含まれる法定開示にかかる費用:「ファンド負担」から「委託会社負担」に変更 (今後の法定開示にかかる費用は委託会社が受け取る信託報酬から支払われます。)

今後ご負担いただく費用については、上記「4手数料等及び税金(3)信託報酬等および(4)その他の手数料等」をご覧くだ さい。

<sup>※</sup>対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を、期中の平均受益 権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。

#### 5【運用状況】

当ファンドは2025年8月12日に主要投資対象を投資信託受益証券から、マザーファンド受益証券に変更しました。以下はPayPayアセットマネジメント株式会社から提供された、2025年7月31日現在の運用状況データです。

# (1)【投資状況】

2025年7月31日現在

資産の種類		時価合計 (円)	投資比率(%)	
投資信託受益証券		321,099,214		
	内 アメリカ	321,099,214	95.50	
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		15,141,981	4.50	
純資産総額		336,241,195	100.00	

(注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2)資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

# (2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

2025年7月31日現在

順	<b>銘柄名</b>			簿価単価	評価単価	利率	投資
位		種類	数量	簿価金額	評価金額	(%)	比率
111	光1]本の国/地域			(円)	(円)	償還日	(%)
	バンガード・トータルス	投資信		45,986.72	46,644.04		
1	トックマーケット・ETF	託受益	4,343	45,966.72	40,044.04	-	60.25
	アメリカ	証券		199,720,341	202,575,064	-	
!	SPDR ポートフォリオ	投資信					
2	ディベロップドワールド	投資店 託受益	14,282	6,037.60	6,018.92	-	25.57
	(米国を除く)・ETF	証券	14,202				25.57
	アメリカ	此为		86,228,958	85,962,260	-	
	SPDR ポートフォリオ	投資信					
3	エマージングマーケッツ・	放員店 託受益	5,042	6,403.60	6,458.13	-	9.68
3	ETF	証券	5,042				9.00
	アメリカ	延分		32,286,963	32,561,890	-	

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資有価証券の種類別投資比率

2025年7月31日現在

種類	投資比率(%)	
投資信託受益証券	95.50	
合計	95.50	

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率 該当事項はありません。

# 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

# 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

EDINET提出書類 アセットマネジメントOne株式会社(E10677) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

# (3)【運用実績】

# 【純資産の推移】

直近日(2025年7月末)、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1 口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1 口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (2024年 7月16日)	233	233	1.3216	1.3216
第2計算期間末 (2025年 7月15日)	325	325	1.3939	1.3939
2024年7月末日	221	-	1.2386	-
8月末日	236	-	1.2136	-
9月末日	235	-	1.2314	-
10月末日	247	-	1.3152	-
11月末日	246	-	1.3156	-
12月末日	264	-	1.3640	-
2025年1月末日	284	-	1.3664	-
2月末日	275	-	1.2982	-
3月末日	279	-	1.2615	-
4月末日	269	-	1.2129	-
5月末日	300	-	1.2921	-
6月末日	311	-	1.3525	-
7月末日	336	-	1.4218	-

# 【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)	
第1計算期間	0.0000	
第2計算期間	0.0000	

# 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	32.2
第2計算期間	5.5

<sup>(</sup>注)収益率は期間騰落率です。

# (4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	
第1計算期間	258,850,964	82,068,561	
第2計算期間	182,225,258	125,158,240	

<sup>(</sup>注1)本邦外における設定及び解約はありません。

<sup>(</sup>注2)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

#### データの基準日:2025年7月31日

# 基準価額・純資産の推移

#### (円) 2023年6月28日~2025年7月31日 (百万円) 16,000 800 14,000 700 基準価額(1万口当たり、左軸) 12,000 600 10,000 500 400 8,000 純資産総額(右軸) 6,000 300 4,000 200 2,000 100 2023年6月 2025年7月 2024年3月 2024年11月 泰基準価額は、信託報酬等控除後のものです。

# 分配の推移(税引前)

決算期	分配金
第1期(2024年7月16日)	0円
第2期(2025年7月15日)	0円
第3期(2026年7月15日)	
第4期(2027年7月15日)	-
第5期(2028年7月18日)	-
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たりです。

#### ≪基準価額·純資産総額≫

基準価額	14,218円	
純資産総額	336百万円	

# 主要な資産の状況

当ファンドは2025年8月12日に主要投資対象を「上場投資信託証券」から「マザーファンド受益証券」に変更しました。以下は2025年7月31日時点のデータを表示しています。

## ◆ポートフォリオの状況

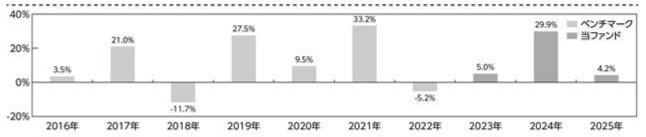
資産の種類	比率(%)
投資信託受益証券	95.5
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	4.5
合計(純資産総額)	100.0

# ◆組入銘柄の状況

銘柄名	国·地域	比率(%)
パンガード・トータルストックマーケット・ETF	アメリカ	60.2
SPDR ポートフォリオディベロップドワールド(米国を除く)・ETF	アメリカ	25.6
SPDR ポートフォリオエマージングマーケッツ・ETF	アメリカ	9.7

※比率は、純資産総額に対する評価額の割合を記載しています。

# 年間収益率の推移(暦年ベース)



- 参当ファンドのベンチマークは[MSClオール・カントリー・ワールド・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)]です。
- ※2022年まではペンチマークの年間収益率です。
- ※2023年は設定日(2023年6月28日)から年末までの騰落率、2025年は2025年7月末日までの当ファンドの騰落率を記載しています。
- ※当ファンドの騰落率は、税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算しています。

上記の当ファンドに関する情報は、PayPayアセットマネジメント株式会社から提供された情報をもとに委託会社が作成しています。

- ○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
- ○ベンチマークの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
- ○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

# 第2【管理及び運営】

- 1【申込(販売)手続等】
  - (1) 受益権の取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

お申込みには、分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受取るコース(「分配金受取コース」といいます。)と、分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース(「分配金再投資コース」といいます。)の2つのコースがあります。ただし、販売会社によって取扱うコースが異なることがありますので、お申込みの際は、必ず販売会社にご確認ください。

受益権の取得申込者は「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」のいずれかの方法により取得の申込みを行ないます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(2) 受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(3) 申込単位は、販売会社が定める単位とします。申込単位については、販売会社にお問い合わせください。

ただし、「分配金再投資コース」により、税引き後の収益分配金を再投資する場合は、1口以上 1口単位となります。

(4) 受益権の販売価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、「分配金再投資コース」により、税引き後の収益分配金を再投資する場合の価額は、原 則として決算日の基準価額とします。

基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。基準価額は、販売会社もしくは下記「照会 先」に問い合わせることにより知ることができます。また、計算日翌日付の日本経済新聞にも掲載 されます。

(5) 当ファンドの受益権の取得申込みは、毎営業日に販売会社において受付けます。ただし、取得申込日がニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所、ロンドンの銀行、ロンドン証券取引所、香港の銀行、香港証券取引所のいずれかの休業日と同日の場合には、原則として受益権の取得申込みの受付は行ないません。取得申込みの受付は、原則として営業日の午後3時30分までとし、当該受付時間を過ぎてのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

また、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

(6) 受益権の取得申込者は、お申込金額を販売会社が指定する期日までにお支払いいただきます。

ファンドの販売会社、基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

#### 照会先

アセットマネジメントOne株式会社 コールセンター: Tel 0120-104-694

< 受付時間 > 営業日の午前 9 時から午後 5 時まで ホームページ [ https://www.am-one.co.jp/]

# 2【換金(解約)手続等】

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求することにより換金することができます。

- (1) 受益者は、原則として毎営業日において、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて委託会社に対して最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって一部解約の実行の請求をすることができます。ただし、一部解約請求の申込日がニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所、ロンドンの銀行、ロンドン証券取引所、香港の銀行、香港証券取引所のいずれかの休業日と同日の場合には、原則として受益権の一部解約請求の受付は行ないません。なお、一部解約の実行の請求をする場合は、振替受益権をもって行なうものとします。
  - 一部解約の実行の請求の受付は、原則として営業日の午後3時30分までとし、当該受付時間を過ぎての一部解約の実行の請求は、翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (2) 一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- (3) 委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けたときは、1口単位をもってこの信託契約の一部を解約します。
- (4) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とします。 解約価額は、原則として毎営業日に算出されます。解約価額は、販売会社もしくは下記「照会 先」に問い合わせることにより知ることができます。
- (5) 一部解約金は、一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して、原則として 5 営業日目から販売会社において、受益者に支払います。
- (6) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。また、信託財産の資産管理を円滑に行なうために大口の一部解約の実行の請求には、制限を設ける場合があります。
- (7) 一部解約の実行の請求の受付が中止されたときは、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の 一部解約の実行の請求を撤回することができます。

ファンドの解約価額については、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先

アセットマネジメントOne株式会社 コールセンター: Tel 0120-104-694

<受付時間>営業日の午前9時から午後5時まで

#### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般 社団法人投資信託協会規則に従って時価により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控 除した金額(「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額で、当 ファンドでは1万口当たりの価額で表示します。基準価額は、原則として毎営業日に算出されま す。

#### < 主な投資対象の時価評価方法の原則 >

投資対象	評価方法
マザーファンド受益証券	計算日の基準価額
株式	計算日 における金融商品取引所等の最終相場
外貨建資産の円換算	計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値
外国為替予約の円換算	計算日の国内における対顧客先物売買相場の仲値

外国で取引されているものについては、計算時に知りうる直近の日

基準価額は、販売会社もしくは上記「1 申込(販売)手続等」に記載の照会先に問い合わせることにより知ることができます。また、計算日翌日付の日本経済新聞にも掲載されます。

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は無期限とします。ただし、下記「(5)その他 信託の終了」の場合にはこの信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

#### (4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年7月16日から翌年7月15日までとします。

上記の場合において、計算期間の最終日が休日に当たるときは、休日の翌営業日を当該計算期間の最終日とし、次の計算期間は、その翌日から開始します。なお、第1計算期間は、当初設定日から2024年7月16日までとします。

#### (5)【その他】

信託の終了

1.委託会社は、受益権の口数が10億口を下ることとなった場合もしくはMSCIオール・カントリー・ワールド・インデックスが改廃されたとき、信託契約を解約することが受益者のため

有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- 2. 委託会社は、上記1. の事項について、書面による決議(以下、「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 3.上記2.の書面決議において、受益者(委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下、本3.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。 なお、この信託契約に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4.上記2.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 5.上記2.から4.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記2.から4.までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
- 6.委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 7.委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、「信託約款の変更」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 8. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受 託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。 信託約款の変更
- 1.委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下、同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本「信託約款の変更」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- 2.委託会社は、上記1.の事項(上記1.の変更事項にあってはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- 3 . 上記 2 . の書面決議において、受益者(委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンド の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下、本3. において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。 なお、この信託約款に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受 益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4.上記2.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあた る多数をもって行ないます。
- 5 . 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- 6 . 上記 2 . から 5 . までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場 合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録に より同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 7.上記1.から6.までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決さ れた場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決 議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。
- 8.委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記1.から 7.までの規定にしたがいます。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が自己が保有する受益権について一部解約の実行の請求を行なったとき は、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価 格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するた め、上記 に規定する信託契約の解約または上記 に規定する重大な信託約款の変更等を行なう 場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益 権の買取請求の規定の適用を受けません。

#### 関係法人との契約の更改等

受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約 は、原則として期間満了の3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的 に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

#### 運用報告書

委託会社は、毎決算時および償還時、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券の売買状況、 費用明細等のうち重要な事項を記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付しま す。

運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページ(https://www.am-one.co.jp/)に掲載され ます。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付請求があった場合には、交付します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a.委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関 する事業を譲渡することがあります。
- **b.委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この** 信託契約に関する事業を承継させることがあります。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告により行ないます。

公告アドレス https://www.am-one.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の 公告は、日本経済新聞に掲載して行います。

#### 4【受益者の権利等】

#### (1) 収益分配金に対する請求権

受益者は保有する受益権の口数に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者 (当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きま す。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販 売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。) に帰属します。

受託会社が、委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎決算日の翌 営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

a.「分配金受取コース」により取得している場合

収益分配金は、毎決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日までの日)から、毎決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に販売会社において支払います。

b.「分配金再投資コース」により取得している場合

原則として、決算日の翌営業日に税引後、無手数料で決算日の基準価額で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が、収益分配金について上記 の支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき は、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

#### (2) 償還金に対する請求権

受益者は保有する受益権の口数に応じて償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を 受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。)を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として信託終了の日から起算して5営業日までの日)から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、販売会社において支払います。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの 償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものと し、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が 行なわれます。

受益者が、信託終了による償還金について、上記 の支払開始日から10年間その支払いを請求 しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

#### (3) 一部解約請求権

受益者は自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて委託会社に対して 1 口単位をもって一部解約の実行の請求をすることができるものとし、その場合振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該 受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約に 係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機 関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社において、受益者に支払います。

#### (4) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内において当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の 閲覧を請求する権利を有します。

#### 第3【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間(2024年7月17日から2025年7月15日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。
- (3) 当ファンドは、2025年8月12日より運用会社をPayPayアセットマネジメント株式会社からアセットマネジメントOne株式会社へ変更しております。

また、ファンドの名称も「PayPay投資信託インデックス 世界株式」から「インデックスオープン・世界株式」へと変更しております。なお、「ファンドの経理状況」にかかる記載につきましては、名称変更前のファンド名となっております。

## 1【財務諸表】

## 【PayPay投資信託インデックス 世界株式】

## (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第1期 2024年7月16日現在	第2期 2025年7月15日現在
資産の部		
流動資産		
預金	1,028,911	3,624,822
コール・ローン	5,496,003	8,541,119
投資信託受益証券	227,614,645	314,614,857
未収配当金	1,046,871	-
未収利息	4	100
流動資産合計	235,186,434	326,780,898
資産合計	235,186,434	326,780,898
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,502,436	730,215
未払受託者報酬	14,060	24,860
未払委託者報酬	31,571	55,864
流動負債合計	1,548,067	810,939
負債合計	1,548,067	810,939
純資産の部		
元本等		
元本	176,782,403	233,849,421
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	56,855,964	92,120,538
元本等合計	233,638,367	325,969,959
純資産合計	233,638,367	325,969,959
負債純資産合計	235,186,434	326,780,898

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

		(112.13)
	第1期 自 2023年6月28日 至 2024年7月16日	第2期 2024年7月17日 2025年7月15日
受取配当金	2,300,469	4,626,162
受取利息	71,397	146,051
有価証券売買等損益	23,757,940	30,124,285
為替差損益	9,984,838	16,722,326
営業収益合計	36,114,644	18,174,172
· 営業費用		
支払利息	502	-
受託者報酬	17,768	46,393
委託者報酬	39,846	104,265
その他費用	1,236,197	209,214
営業費用合計	1,294,313	359,872
営業利益又は営業損失( )	34,820,331	17,814,300
経常利益又は経常損失()	34,820,331	17,814,300
当期純利益又は当期純損失( )	34,820,331	17,814,300
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額( )	5,779,529	3,619,502
期首剰余金又は期首欠損金()	-	56,855,964
剰余金増加額又は欠損金減少額	32,381,167	51,847,926
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	32,381,167	51,847,926
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,566,005	38,017,154
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	4,566,005	38,017,154
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	56,855,964	92,120,538

## (3)【注記表】

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第2期			
酒日	自 2024年7月17日			
<b>坦口</b>				
	至 2025年7月15日			
E券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券			
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、			
	金融商品取引所における最終相場で評価しております。			
<b>ドティブ等の評価基準及び評</b>	為替予約取引			
<u> </u>	個別法に基づき、計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価してお			
	ります。			
なび費用の計上基準	(1)受取配当金			
	原則として、当該投資信託受益証券の分配落ち日において、当該収益分配			
	金を計上しております。			
	(2)有価証券売買等損益の計上基準			
	約定日基準で計上しております。			
	(3)為替予約取引による為替差損益の計上基準			
	約定日基準で計上しております。			
b財務諸表作成のための基礎	(1)外貨建取引等の処理基準			
<b>3</b> 事項	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、計算期間末			
	日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。			
	外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年			
	総理府令第133号)」第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設			
	けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従っ			
	て、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損			
	益を算定しております。			
	(2)ファンドの計算期間			
	当ファンドの計算期間は原則として毎年7月16日から翌年7月15日までとし			
	ておりますが、第2期計算期間は前計算期間末日が休業日のため、2024年7			
	月17日から2025年7月15日までとなっております。			
	なび費用の計上基準 の財務諸表作成のための基礎			

#### (貸借対照表に関する注記)

項目		第1期	第2期	
		2024年7月16日現在	2025年7月15日現在	
1.	期首元本額	5,000,000円	176,782,403円	
	期中追加設定元本額	253,850,964円	182,225,258円	
	期中一部解約元本額	82,068,561円	125,158,240円	
2.	受益権の総数	176,782,403□	233,849,421□	

#### (損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第1期	第2期
項目	自 2023年6月28日	自 2024年7月17日
	至 2024年7月16日	至 2025年7月15日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配	計算期間末における費用控除後の配
	当等収益(2,020,536円)、費用控除	当等収益(4,162,889円)、費用控除
	後・繰越欠損金補填後の有価証券売	後・繰越欠損金補填後の有価証券売
	買等損益(27,020,266円)、収益調	買等損益(17,270,913円)、収益調
	整金(27,815,162円)及び分配準備	整金(55,209,054円)及び分配準備
	積立金(0円)より、分配対象収益は	積立金(15,477,682円)より、分配
	56,855,964円(10,000口当たり	対象収益は92,120,538円(10,000口
	3,216.13円)でありますが、基準価	当たり3,939.27円)でありますが、
	額の水準や市場動向等を勘案して分	基準価額の水準や市場動向等を勘案
	配はしておりません。	して分配はしておりません。

#### (金融商品に関する注記)

1 . 金融商品の状況に関する事項		
	第1期	第2期
項目	自 2023年6月28日	自 2024年7月17日
	至 2024年7月16日	至 2025年7月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法	当ファンドは、投資信託及び投資法
	人に関する法律第2条第4項に定め	人に関する法律第2条第4項に定め
	る証券投資信託であり、信託約款に	る証券投資信託であり、信託約款に
	規定する「運用の基本方針」に従	規定する「運用の基本方針」に従
	い、有価証券等の金融商品に対して	い、有価証券等の金融商品に対して
	投資として運用することを目的とし	投資として運用することを目的とし
	ております。	ております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品	当ファンドが保有する金融商品の種	当ファンドが保有する金融商品の種
に係るリスク	類は、有価証券、デリバティブ取	類は、有価証券、デリバティブ取
	引、コール・ローン等の金銭債権及	引、コール・ローン等の金銭債権及
	び金銭債務であります。また当ファ	び金銭債務であります。また当ファ
	ンドが保有する有価証券は投資信託	ンドが保有する有価証券は投資信託
	受益証券であります。	受益証券であります。
	これらの金融商品は、株価変動リス	これらの金融商品は、株価変動リス
	ク、為替変動リスク、カントリーリ	ク、為替変動リスク、カントリーリ
	スク、信用リスク、並びに流動性リ	スク、信用リスク、並びに流動性リ
	スク等に晒されております。	スク等に晒されております。
	なお、当ファンドは主に外貨建資産	なお、当ファンドは主に外貨建資産
	の売買代金等の受取または支払いを	の売買代金等の受取または支払いを
	目的として為替予約取引を行ってお	目的として為替予約取引を行ってお
	ります。	ります。
	当該為替予約取引に係る主要なリス	当該為替予約取引に係る主要なリス
	クは、為替相場の変動による価格変	クは、為替相場の変動による価格変
	動リスク及び取引相手の信用状況の	動リスク及び取引相手の信用状況の
	変動により損失が発生する信用リス	変動により損失が発生する信用リス
	クであります。 	クであります。
I		

アセットマネジメントOne株式会社(E10677) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

3. 金融商品に係るリスク管理体制

運用業務に関する社内規程及びマ ニュアルに従い、運用部門責任者及 びファンド・マネージャーが常時モ ニターし、協議、点検を行っており ます。管理部門においては、日々運 用状況のモニタリングを行ってお り、投資運用方針・運用計画と投資 行動の整合性、法令及び信託約款、 運用ガイドライン等の遵守状況等を 確認しております。リーガル・コン プライアンス部門は、リスク管理統 括部署として、管理部門からのモニ タリング結果の報告等を通して日々 運用状況の点検を行うとともに、管 理部門が行うモニタリングの適切性 等の確認を行っております。これら の結果は代表取締役、運用部門責任 者、リーガル・コンプライアンス部 門責任者等で構成される月次の運用 委員会に報告されており、同委員会 においても運用状況の点検が行われ 運用業務に関する社内規程及びマ ニュアルに従い、運用部門責任者及 びファンド・マネージャーが常時モ ニターし、協議、点検を行っており ます。管理部門においては、日々運 用状況のモニタリングを行ってお り、投資運用方針・運用計画と投資 行動の整合性、法令及び信託約款、 運用ガイドライン等の遵守状況等を 確認しております。リーガル・コン プライアンス部門は、リスク管理統 括部署として、管理部門からのモニ タリング結果の報告等を通して日々 運用状況の点検を行うとともに、管 理部門が行うモニタリングの適切性 等の確認を行っております。これら の結果は代表取締役、運用部門責任 者、リーガル・コンプライアンス部 門責任者等で構成される月次の運用 委員会に報告されており、同委員会 においても運用状況の点検が行われ ております。

#### 2.金融商品の時価等に関する事項

項目		第1期	第2期
	<b>坦</b>	2024年7月16日現在	2025年7月15日現在
1.	貸借対照表計上額、時価及びその	貸借対照表上の金融商品について	貸借対照表上の金融商品について
	差額	は、原則としてすべて時価で評価し	は、原則としてすべて時価で評価し
		ているため、貸借対照表計上額と時	ているため、貸借対照表計上額と時
		価との差額はありません。	価との差額はありません。
2.	時価の算定方法	投資信託受益証券	投資信託受益証券
		(重要な会計方針に係る事項に関す	(重要な会計方針に係る事項に関す
		る注記)に記載しております。	る注記)に記載しております。
3.	金融商品の時価等に関する事項に	金融商品の時価の算定においては一	金融商品の時価の算定においては一
	ついての補足説明	定の前提条件等を採用しているた	定の前提条件等を採用しているた
		め、異なる前提条件等によった場	め、異なる前提条件等によった場
		合、当該価額が異なることもありま	合、当該価額が異なることもありま
		す。	す。

ております。

#### (有価証券に関する注記)

#### 売買目的有価証券

	第1期	第2期	
	2024年7月16日現在	2025年7月15日現在	
種類	当期の	当期の	
	損益に含まれた	損益に含まれた	
	評価差額(円)	評価差額(円)	
投資信託受益証券	23,732,113	30,355,235	
合計	23,732,113	30,355,235	

#### (デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

#### (1口当たり情報に関する注記)

	第1期	第2期
	2024年7月16日現在	2025年7月15日現在
1口当たり純資産額	1.3216円	1.3939円
(1万口当たり純資産額)	(13,216円)	(13,939円)

#### (重要な後発事象に関する注記)

第2期	
自	2024年7月17日
至	2025年7月15日

当ファンドは、2025年8月12日を適用日として下記の投資信託約款変更を行っております。

・主要投資対象を、上場投資信託証券から、「外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド」、「エマージング株式パッシブ・マザーファンド」及び「MSCIジャパン・インデックス・マザーファンド」に変更。

#### (4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

#### (2)株式以外の有価証券

2025年7月15日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益	米ドル	SPDR Portfolio Developed	44 202	F77 207 02	
証券		World ex-US ETF	14,282	577,207.03	
		SPDR Portfolio Emerging	5.042	246 425 22	
		Markets ETF	5,042	216,125.33	
		Vanguard Total Stock	4 242	1 226 005 60	
		Market ETF	4,343	1,336,905.69	
	米ドル 小計		23,667	2,130,238.05	
				(314,614,857)	
投資信託受益証	[券 合計		23,667	314,614,857	
				(314,614,857)	
合計				314,614,857	
				(314,614,857)	

(注)投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

### (注)有価証券明細表注記

- 1. 通貨毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
- 2. 合計金額欄の記載は、邦貨額であります。( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
- 3. 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
- 4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資信託受益証券 時価比率 (%)	有価証券の合計金額に 対する比率 (%)
米ドル	投資信託受益証券 3銘柄	96.5	100.0

EDINET提出書類

アセットマネジメントOne株式会社(E10677)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(注)組入投資信託受益証券時価比率は、通貨毎の組入投資信託受益証券の純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

#### 2025年7月31日現在

資産総額	337,815,389円
負債総額	1,574,194円
純資産総額( - )	336,241,195円
発行済数量	236,489,460 🗆
1口当たり純資産額( / )	1.4218円

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

#### (1)受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式 受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

#### (2)受益者等名簿

該当事項はありません。

# (3)受益者に対する特典 該当事項はありません。

#### (4)受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (5)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗 することができません。

#### (6)受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均 等に再分割できるものとします。

#### (7)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

EDINET提出書類

アセットマネジメントOne株式会社(E10677)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払 い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定に よるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

- 1【委託会社等の概況】
  - (1) 資本金の額(2025年7月31日現在)

資本金の額 20億円

発行する株式総数 100,000株

(普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)

発行済株式総数 40,000株

(普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)

種類株式の発行が可能

直近5カ年の資本金の増減:該当事項はありません。

#### (2)会社の機構(2025年7月31日現在)

#### 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)の補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、現任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会 の決議にしたが1)業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の 過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

#### 投資運用の意思決定機構

1.投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は原則として月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用担当部署の部長等で構成されます。

2.運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書

を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運 用を行います。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)ならびにその受益証券(受益権)の募集又は私募(第二種金融商品取引業)を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2025年7月31日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。 (親投資信託を除く)

基本的性格	本数	純資産総額(単位:円)
追加型公社債投資信託	26	1,591,323,913,596
追加型株式投資信託	756	18,016,616,437,025
単位型公社債投資信託	18	28,897,576,760
単位型株式投資信託	184	924,851,062,546
合計	984	20,561,688,989,927

#### 3【委託会社等の経理状況】

- 1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社(以下「委託会社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
- 2.財務諸表の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- 3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期事業年度(自2024年4月1日至2025年3月31日)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	41,183	40,201
有価証券	-	0
金銭の信託	28,143	31,340
未収委託者報酬	19,018	19,595
未収運用受託報酬	3,577	4,015
未収投資助言報酬	315	359
未収収益	6	11
前払費用	1,510	1,758
その他	2,088	2,106
流動資産計	95,843	99,390
固定資産		
有形固定資産	1,093	1,361
建物	1 918	1 841
器具備品	1 130	1 352
リース資産	1 5	1 3
建設仮勘定	39	163
無形固定資産	4,495	3,771
ソフトウエア	2,951	2,740
ソフトウエア仮勘定	1,543	1,030
電話加入権	0	0
投資その他の資産	8,935	9,039
投資有価証券	184	183
関係会社株式	4,447	4,037
長期差入保証金	768	760
繰延税金資産	3,406	3,842
その他	128	215
固定資産計	14,524	14,172
資産合計	110,368	113,562

<u> </u>		(半位、日八口)
	第39期	第40期
, A 1+ - +n -	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	1,982	227
リース債務	1	1
未払金	8,970	8,823
未払収益分配金	1	1
未払償還金	0	0
未払手数料	8,246	8,596
その他未払金	721	225
未払費用	8,616	9,265
未払法人税等	3,676	4,277
未払消費税等	1,497	1,606
賞与引当金	1,927	2,198
役員賞与引当金	52	60
流動負債計	26,725	26,462
固定負債		
リース債務	4	2
退職給付引当金	2,719	2,715
時効後支払損引当金	73	64
固定負債計	2,796	2,781
負債合計	29,521	29,244
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金	19,552	19,552
資本準備金	2,428	2,428
その他資本剰余金	17,124	17,124
利益剰余金	59,294	62,765
利益準備金	123	123
その他利益剰余金	59,170	62,642
別途積立金	31,680	31,680
繰越利益剰余金	27,490	30,962
株主資本計	80,846	84,318
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	0
評価・換算差額等計	0	0
純資産合計	80,846	84,318
負債・純資産合計	110,368	113,562

## (2)【損益計算書】

	第39期 (自 2023年4月		第40期 (自 2024年4	月1日
	至 2024年3月	月31日)	至 2025年3	月31日)
営業収益				
委託者報酬	102,113		112,281	
運用受託報酬	17,155		17,981	
投資助言報酬	2,211		2,374	
その他営業収益	26		30	
営業収益計		121,507		132,668
営業費用				
支払手数料	44,366		49,384	
広告宣伝費	329		401	
公告費	0		0	
調査費	35,468		39,013	
調査費	13,277		14,703	
委託調査費	22,190		24,309	
委託計算費	558		522	
営業雑経費	823		774	
通信費	36		38	
印刷費	598		538	
協会費	65		67	
諸会費	44		47	
支払販売手数料	78		81	
営業費用計		81,545		90,097
一般管理費		,		·
給料	10,763		11,477	
役員報酬	164		181	
給料・手当	9,425		10,148	
賞与	1,173		1,147	
交際費	34		59	
寄付金	15		12	
旅費交通費	162		246	
租税公課	489		668	
不動産賃借料	1,030		1,085	
退職給付費用	412		421	
固定資産減価償却費	1,567		1,457	
福利厚生費	46		57	
修繕費	1		0	
	1,927		2,198	
2	52		60	
機器リース料	0		0	
事務委託費	3,379		3,261	
事務用消耗品費	46		43	
器具備品費	3		2	
and multiple and a second sec	240		313	
<sup>・                                   </sup>	240	20,172	313	21,366
営業利益		19,788		21,300
<b>古未刊</b> 回		19,768		Z1,ZU <del>4</del>

	<u> </u>		40			(単位、日月月)
	,	第39 (自 2023 <sup>年</sup>			第40 (自 2024:	0期 年4月1日
		(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)				年3月31日)
営業外収益						
受取利息		4			12	
受取配当金	1	899		1	450	
時効成立分配金・償還金		0			0	
雑収入		18			11	
時効後支払損引当金戻入額		35			7	
営業外収益計			959			482
営業外費用						
為替差損		19			39	
金銭の信託運用損		1,008			329	
早期割増退職金		6			6	
雑損失		0			-	
営業外費用計			1,034			374
経常利益			19,712			21,312
特別利益						
固定資産売却益		-		2	6	
特別利益計			-			6
特別損失						
固定資産除却損		6			13	
関係会社株式評価損		1,362			31	
減損損失	3	231			-	
関係会社清算損		-			25	
特別損失計			1,601			70
税引前当期純利益			18,111			21,247
法人税、住民税及び事業税			5,769			7,356
法人税等調整額			510			435
法人税等合計			5,258			6,920
当期純利益			12,852			14,326

## (3)【株主資本等変動計算書】

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

		株主資本							
		資本剰余金		利益剰余金					
					その他和	引益剰余金		株主資本	
	資本金	資本準備金	資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	合計
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034
当期変動額									
剰余金の配当							11,040	11,040	11,040
当期純利益							12,852	12,852	12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,812	1,812	1,812
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490	59,294	80,846

	評価・換	算差額等	
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産 合計
当期首残高	0	0	79,034
当期変動額			
剰余金の配当			11,040
当期純利益			12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	0	0	0
当期変動額合計	0	0	1,812
当期末残高	0	0	80,846

#### 第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

		株主資本							
		資本剰余金		利益剰余金					
						その他和	引益剰余金		株主資本
	資本金	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	合計
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490	59,294	80,846
当期変動額									
剰余金の配当							10,855	10,855	10,855
当期純利益							14,326	14,326	14,326
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	3,471	3,471	3,471
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	30,962	62,765	84,318

	評価・換	算差額等	
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産 合計
当期首残高	0	0	80,846
当期変動額			
剰余金の配当			10,855
当期純利益			14,326
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	0	0	0
当期変動額合計	0	0	3,471
当期末残高	0	0	84,318

## 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価 方法	(1)子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2)その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価 は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 8~18年 器具備品 … 3~20年 (2)無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換 算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支 給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (2)役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給 見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、 当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度 末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準 によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤 務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した 額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員 の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4)時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実 績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

#### 6. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投 資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる 場合があります。

#### (1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産 総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信 託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とと もに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運 用期間にわたり収益として認識しております。

#### (2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

#### (3)投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

#### (4)成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

#### (未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計 基準委員会)等

#### (1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

#### (2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

#### (3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

#### 注記事項

#### (貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

(百万円)

		(
	第39期	第40期
	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
建物	630	740
器具備品	769	662
リース資産	3	5

#### (損益計算書関係)

1.各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

(百万円)

	-	
	第39期	第40期
	(自 2023年4月 1日	(自 2024年4月 1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
受取配当金	895	438

#### 2.固定資産売却益

固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	第39期	第40期
	(自 2023年4月 1日	(自 2024年4月 1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
ソフトウエア	-	6

#### 3. 減損損失

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当社は、以下の資産について減損損失を計上しました。

(百万円)

場所	用途	種類	減損損失
本社	事業用資産	ソフトウエア仮勘定	231

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として事業別に資産をグルーピングしております。当社の資産運用業に係るソフトウエア開発計画の大幅な延期に伴い、当該計画に係るソフトウエア仮勘定について、回収可能額まで減額し、当該減少額231百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当該資産の回収可能額は使用価値により測定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、備忘価額の1円として評価しております。

#### 第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当事業年度については、該当事項ありません。

#### (株主資本等変動計算書関係)

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

#### 2. 配当に関する事項

#### (1)配当金支払額

• ,					
決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額 ( 円 )	基準日	効力発生日
2023年6月16日	普通株式				
定時株主総会	A種種類 株式	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日

#### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生(予定)日
2024年6月17日	普通 株式	利益	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
定時株主総会	A種種 類株式	剰余金	10,200	257,000	2024平3月31日	2024平0月16日

#### 第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

#### 1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

#### 2. 配当に関する事項

#### (1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金(財 産)の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2024年3月15日 みなし株主総会	普通 株式 A種種類 株式	575	14,390	2024年4月1日	2024年4月1日
2024年6月17日	普通株式	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
定時株主総会	A種種類 株式	10,200	237,000	2024平3月31日	2024平0月10日

会社法第319条第1項に基づき、2024年3月15日に決議があったものとみなされた株主総会での配当決議は当社の子会社であったAsset Management One USA Inc. (以下「AM-One USA」という)の全株式の現物配当であります。

本現物配当は、株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下「MHFG」という)の子会社である米州みずほLLC(以下「米州みずほ」という)が、2024年10月1日に米国外国銀行規制上の中間持株会社へ移行することに伴う規制上の対応として実施したものです。

当社が100%保有していたAM-One USAの議決権は、本現物配当後、米州みずほが議決権の51%を、第一生命ホールディングス株式会社(以下「DL」という)が議決権の49%をそれぞれ保有します。当社を通じてMHFGとDLが間接的に保有していたAM-One USA株式の議決権比率と同等となります。

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2025年6月16日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種 類	配当の 原資	配当金の総 額(百万 円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生(予定)日
2025年6月16日 定時株主総会	普通株式 A種種類 株式	利益剰余金	11,440	286,000	2025年3月31日	2025年6月17日

#### (金融商品関係)

#### 1.金融商品の状況に関する事項

#### (1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託 及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引)を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券(投資信託)、業務上の関係を有する企業の 株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

#### (3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引 先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制として います

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及び リスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、 十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

#### (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2.金融商品の時価等に関する事項 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

#### 第39期(2024年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)金銭の信託 (2)投資有価証券	28,143	28,143	-
その他有価証券	1	1	-
資産計	28,145	28,145	-

#### 第40期(2025年3月31日現在)

	貸借対照表計上額	時価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
(1)有価証券	0	0	-
(2)金銭の信託	31,340	31,340	-
(3)投資有価証券			
その他有価証券	0	0	-
資産計	31,342	31,342	-

(注1)現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため 時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

#### 第39期(2024年3月31日現在)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
(1)現金・預金	41,183	-	-	-
(2)金銭の信託	28,143	-	-	-
(3)未収委託者報酬	19,018	-	-	-
(4)未収運用受託報酬	3,577	-	-	-
(5)投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	-	1	-	-
合計	91,923	1	-	-

#### 第40期(2025年3月31日現在)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
(1)現金・預金	40,201	-	-	-
(2)有価証券	0	-	-	-
(3)金銭の信託	31,340			
(4)未収委託者報酬	19,595	-	-	-
(5)未収運用受託報酬	4,015	-	-	-
(6)投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	-	0	-	-
合計	95,154	0	-	-

#### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される

当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価

の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価 : 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

#### 第39期(2024年3月31日現在)

<u> </u>				
区分		時価(百	万円)	
<u></u>	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)金銭の信託 (2)投資有価証券	-	28,143	-	28,143
その他有価証券	-	1	-	1
資産計	-	28,145	-	28,145

#### 第40期(2025年3月31日現在)

区分	時価(百万円)			
<b>上</b>	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)有価証券	-	0	-	0
(2)金銭の信託	-	31,340	-	31,340
(3)投資有価証券				
その他有価証券	-	0	-	0
資産計	-	31,342	-	31,342

#### (注1)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明 有価証券

有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

## 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(預金・委託証拠金等)で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相 手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### 投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

(注2)市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に従い、2.金融商品の時価等に関する事項及び3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

(百万円)

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
投資有価証券(その他有価証券) 非上場株式 関係会社株式	182	182
非上場株式	4,447	4,037

#### (有価証券関係)

#### 1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(第39期の貸借対照表計上額4,447百万円、第40期の貸借対照表計上額4,037百万円)については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

#### 2. その他有価証券

第39期(2024年3月31日現在)

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
投資信託	-	-	-
小計	-	-	1
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
投資信託	1	2	0
小計	1	2	0
合計	1	2	0

<sup>(</sup>注)非上場株式(貸借対照表計上額182百万円)については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

#### 第40期(2025年3月31日現在)

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
投資信託	1	2	0
小計	1	2	0
合計	1	2	0

<sup>(</sup>注)非上場株式(貸借対照表計上額182百万円)については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

#### 3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について1,362百万円(関係会社株式1,362百万円)減損処理を 行っております。

当事業年度において、有価証券について31百万円(関係会社株式31百万円)減損処理を行っております。

#### (退職給付関係)

#### 1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度(非積立型制度であります)を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

#### 2. 確定給付制度

#### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

		(百万円)
	第39期	第40期
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,698	2,760
勤務費用	296	299
利息費用	2	2
数理計算上の差異の発生額	9	18
退職給付の支払額	246	321
退職給付債務の期末残高	2,760	2,759

#### (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(百万円)

		(
	第39期	第40期
	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
非積立型制度の退職給付債務	2,760	2,759
未積立退職給付債務	2,760	2,759
未認識数理計算上の差異	40	44
未認識過去勤務費用	0	0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,719	2,715
退職給付引当金	2,719	2,715
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,719	2,715

#### (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

		( -, , , ,
	第39期	第40期
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
勤務費用	296	299
利息費用	2	2
数理計算上の差異の費用処理額	13	14
過去勤務費用の費用処理額	0	0
その他	4	4
確定給付制度に係る退職給付費用	307	312

<sup>(</sup>注)上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、前事業年度において6百万円、当事業年度に おいて6百万円を営業外費用に計上しております。

#### (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第39期	第40期 第40期	
	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)	
割引率	0.09%	0.09%	
予想昇給率	1.00% ~ 3.56%	1.00% ~ 3.56%	

#### 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度104百万円、当事業年度108百万円であります。

#### (税効果会計関係)

#### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	<u>第39期</u>	<u>第40期</u>
	<u>(2024年3月31日現在)</u>	(2025年3月31日現在)
繰延税金資産	(百万円)	(百万円)
未払事業税	195	259
未払事業所税	9	10
賞与引当金	590	673
未払法定福利費	98	106
運用受託報酬	351	555
資産除去債務	17	20
減価償却超過額(一括償却資産)	12	5
減価償却超過額	91	66
繰延資産償却超過額(税法上)	331	407
退職給付引当金	832	855
時効後支払損引当金	22	20
ゴルフ会員権評価損	6	2
関係会社株式評価損	761	774
投資有価証券評価損	4	4
減損損失	70	73
その他	8	6
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延税金資産合計	3,406	3,842
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	-	-
繰延税金資産の純額	3,406	3,842

#### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	<u>第39期</u> <u>(2024年3月31日現在)</u>		第40期	
			(2025年3月31日現在)	
法定実効税率	30.62 %	%	30.62	%
(調整)				
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.44 9	%	0.64	%
税制非適格現物配当益金算入項目	-		3.56	%
税率変更による影響	-		0.18	%
その他	0.14 9	%	0.79	%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.04 %	<u>%</u>	32.57	%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

税法の改正に伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産が37百万円増加し、法人税等調整額が37百万円減少しております。

### (企業結合等関係)

### (取得による企業結合)

当社(以下「AMOne」という)は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社 (以下「DIAM」という)、みずほ投信投資顧問株式会社(以下「MHAM」という)、みずほ信託銀行株式 会社(以下「TB」という)及び新光投信株式会社(以下「新光投信」という)(以下総称して「統合4 社」という)間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

### 1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	ТВ	新光投信	
事業の内容	投資運用業務、投 資助言・代理業務		信託業務、銀行業 務、投資運用業務	357571-11057	

#### 2.企業結合日

2016年10月1日

#### 3.企業結合の方法

MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、 TBを吸収分割会社、 吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、 DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

#### 4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

### 5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下「MHFG」という)及び第一生命ホールディングス株式会社(以下「第一生命」という)の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

### 6. 合併比率

「3.企業結合の方法」 の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

<b>本社</b> 夕	DIAM	MHAM	
会社名	(存続会社)	(消滅会社)	
合併比率(*)	1	0.0154	

<sup>(\*)</sup>普通株式と種類株式を合算して算定しております。

### 7. 交付した株式数

「3.企業結合の方法」 の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

#### 8. 経済的持分比率(議決権比率)

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00% MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00% MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00% なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

## 9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3.企業結合の方法」 の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

### 10.会計処理

「企業結合に関する会計基準」(企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分)に基づき、「3.企業結合の方法」 の吸収合併及び の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、 の吸収合併については逆取得として処理しております。

- 11.被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項
  - (1)被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 MHAMの普通株式 144,212百万円 取得原価 144,212百万円

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれんの金額 76,224百万円

b.発生原因 被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた 負債の純額と取得原価との差額によります。

c.のれんの償却方法及び償却期間 20年間の均等償却

(3)企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a.資産の額 資産合計 40,451百万円

うち現金・預金 11,605百万円 うち金銭の信託 11,792百万円

b.負債の額 負債合計 9,256百万円

うち未払手数料及び未払費用 4,539百万円

- (注)顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額 には含まれておりません。
- (4)のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a.無形固定資産に配分された金額 53,030百万円

b.主要な種類別の内訳

顧客関連資産 53,030百万円

c.全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

顧客関連資産 16.9年

### 12.被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

### (1)貸借対照表項目

	第39期	第40期
	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
流動資産	- 百万円	- 百万円
固定資産	60,761百万円	53,066百万円
資産合計	60,761百万円	53,066百万円
流動負債	- 百万円	- 百万円
固定負債	1,957百万円	561百万円
負債合計	1,957百万円	561百万円
純資産	58,804百万円	52,505百万円

(注)固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。

のれん47,640百万円43,829百万円顧客関連資産17,109百万円13,661百万円

### (2) 損益計算書項目

• •	第39期	第40期
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日	至 2025年3月31日)
営業収益	- 百万円	- 百万円
営業利益	7,649百万円	7,259百万円
経常利益	7,649百万円	7,259百万円
税引前当期純利益	7,649百万円	7,259百万円
当期純利益	6,474百万円	6,298百万円
1株当たり当期純利益	161,850円28銭	157,468円47銭
(注)営業利益には、のれん	及び顧客関連資産の償却額が	「含まれております。
のれんの償却額	3,811百万円	3,811百万円
顧客関連資産の償却額	3,837百万円	3,447百万円

### (共通支配下の取引等)

当社は、2024年4月1日に株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下「MHFG」という。親会社)及び第一生命ホールディングス株式会社(その他の関係会社)へ以下の現物配当を行いました。

### 1.取引の概要

### (1)取引内容

Asset Management One USA Inc.(当社の子会社)株式の現物配当

(2) 効力発生日

2024年4月1日

(3)取引の総額

575百万円

### (4)その他取引の概要に関する事項

本現物配当は、MHFGの子会社である米州みずほLLCが、2024年10月1日に米国外国銀行規制上の中間持株会社へ移行することに伴う規制上の対応として実施したものです。

### 2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成31年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

#### (資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の 負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、その うち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

### (収益認識関係)

### 1. 収益の分解情報

収益の構成は次の通りです。

	第39期	第40期
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
委託者報酬	102,113百万円	111,988百万円
運用受託報酬	15,156百万円	16,520百万円
投資助言報酬	2,211百万円	2,374百万円
成功報酬(注)	1,999百万円	1,754百万円
その他営業収益	26百万円	30百万円
合計	121,507百万円	132,668百万円

<sup>(</sup>注)成功報酬は、損益計算書において委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6.収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

### (セグメント情報等)

### 1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### 2. 関連情報

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)及び第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

#### (1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

### (2)地域ごとの情報

#### 営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

### (3)主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

#### (持分法損益等)

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

### (関連当事者情報)

- 1. 関連当事者との取引
- (1) 親会社及び法人主要株主等

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当はありません。

第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

	会社等の	住所	資本金 又は	の内	議決権等の所	関	係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
属性	名称   		出資金	容又 は職 業	有(被 所有) 割合	役員 の兼 任等	事業上 の関係		(百万円)		(百万円)
親会社	株式会社 みずほ フィナン シャルグ ループ	東京都千代田区	22,567 億円	持株会社	(被所 有) 直接 51%	-	持株会社	現物配当	402	-	-
他の関係会社	第一生命 ホール ディング ス株式会 社	千代田	億円	持株会社	(被所 有) 直接 49%	-	持株会社	現物配当	172	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)現物配当の詳細については、(株主資本等変動計算書関係)2.配当に関する事項及び(企業結合等関係)(共通支配下の取引等)に記載しております。

## (2)子会社及び関連会社等

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当はありません。

第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 該当はありません。

### (3) 兄弟会社等

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

	1300 H 1 2020   1/31 H 2 2021   0/30 H 2										
	会社等の	住所	又は	の内	議決権等の所		係内容	取引の内容		科目	期末残高
属性	名称		出資金	容又 は職 業	有(被 所有) 割合	役員 の兼 任等	事業上 の関係		(百万円)		(百万円)
親会	株式会社 みずほ銀 行	1	14,040 億円	銀行 業 業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料		未払 手数料	1,870
子会社	みずほ証 券株式会 社	1	1,251 億円	証券 業	1	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料		未払 手数料	3,137

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2)上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

### 第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	の内	議決権 等の所 有(被		係内容	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高 (百万円)
属性	<b>口</b> 149		ЩЩ	は職業	所有)割合	役員 の兼 任等	事業上 の関係				( 日/111)
親会社の		東京都千代田区		銀行 業 業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料		未払 手数料	1,976
子会社	1	東京都 千代田 区		証券 業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料		未払 手数料	3,306

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注2)上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。
- 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
  - (1)親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ (東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表 該当はありません

### (1株当たり情報)

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	2,021,173円74銭	2,107,956円73銭
1株当たり当期純利益金額	321,310円79銭	358,173円51銭

(注1)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載して おりません。

(注2)1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

(任2)「休日にり日朔武利血並設の昇足工の基礎は、以下のこのりであります。					
	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)			
当期純利益金額	12,852百万円	14,326百万円			
普通株主及び普通株主と同等の株 主に帰属しない金額	-	-			
普通株式及び普通株式と同等の株 式に係る当期純利益金額	12,852百万円	14,326百万円			
普通株式及び普通株式と同等の株 式の期中平均株式数	40,000株	40,000株			
(うち普通株式)	(24,490株)	(24,490株)			
(うちA種種類株式)	(15,510株)	(15,510株)			

(注1)A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を 有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる 行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

### 5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社は2024年12月25日付でPayPayアセットマネジメント株式会社が実施した第三者割当増資を引き受け、同社への出資比率が23.4%から49.9%に引き上がりました。

委託会社は2025年5月14日付で100%子会社であるAsset Management One Singapore Pte. Ltd. を清算しました。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありま せん。

# 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

### (1)受託会社

名称	みずほ信託銀行株式会社
資本金の額	247,369百万円 (2025年3月末日現在)
事業の内容	日本において銀行業務および信託業務を営んでいます。

### (2)販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の通りです。

名 称	資本金の額 (単位:百万円)	事業の内容
PayPay銀行株式会社	72,216	日本において銀行業務を営んでおります。
PayPay証券株式会社	3,600	「金融商品取引法」に定める第一種金融商 品取引業を営んでおります。

### (注)資本金の額は2025年3月末日現在

## 2【関係業務の概要】

(1) 受託会社の業務

当ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理・計算等を行ないます。

(2) 販売会社の業務

当ファンドの取扱販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の請求の受付、収益 分配金、償還金、一部解約金の支払いの取扱い等を行ないます。

### 3【資本関係】

該当事項はありません。

持株比率5%以上を記載します。

### 第3【その他】

- (1)目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載する場合があります。また、以下の内容を記載することがあります。
  - ・金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨
  - ・委託会社の金融商品取引業者登録番号
  - ・詳細情報の入手方法

委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間など 請求目論見書の入手方法およびファンドの投資信託約款の全文が請求目論見書に掲載されてい る旨

- ・目論見書の使用開始日
- ・届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。 届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法 届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
- ・ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和 26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
- ・投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨
- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合には その旨の記録をしておくべきである旨
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください」との趣旨を示す記載
- (2)有価証券届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」に記載の内容について、投資家の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関する箇所に記載することがあります。また、第二部「ファンド情報」第1「ファンドの状況」5「運用状況」について、有価証券届出書提出後の随時入手可能な直近の情報および同情報についての表での表示に加えて、グラフで表示した情報を目論見書に記載することがあります。
- (3)投資信託説明書(請求目論見書)に約款の全文を掲載します。
- (4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。
- (6)投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。

# 独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寬

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 稲 葉 宏 和

業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、 託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2024年4月1日 から2025年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算 書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日 をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認め る。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行っ た。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載され ている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、 また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎とな る十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びそ の監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいか なる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸 表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務 諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含 まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適 切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づい て継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視す ることにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連 する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上 の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、 並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係 はない。

以 上

(注1)上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

# 独立監査人の監査報告書

2025年9月12日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているPayPay投資信託インデックス 世界株式の2024年7月17日から2025年7月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PayPay投資信託インデックス 世界株式の2025年7月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査 法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、 その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるか どうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候が あるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連 する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、 並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

### 利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注1)上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- (注2) XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。